平成２８年（フ）第１８６８号
横浜市泉区和泉町1301番地２
債務者　大沢　利樹
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８８７号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅３棟505号
債務者　加藤佐枝子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９６号
横浜市港北区日吉４丁目19番８号　タツミハイツ101号
債務者　加瀬　光浩
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９９号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地３棟302号
債務者　菊地　照子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４８４号
北九州市八幡西区森下町25番１号
破産者　松本　武志
1　破産債権の届出期間　平成28年11月21日まで
2　一般調査期日　平成28年12月６日午後３時
平成28年10月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３４号
大阪府高石市取石４丁目９番24号西上戸建Ａ101号室、開始決定時の住所堺市中区深井水池町2810－４－104
破産者　當喜加奈子
1　破産債権の届出期間　平成28年11月24日まで
2　一般調査期日　平成28年12月22日午前11時
平成28年10月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２１号
さいたま市見沼区大字風渡野475番地　イーグルハイツＡ101
破産者　静　　慶子
1　破産債権の届出期間　平成28年12月２日まで
2　一般調査期日　平成29年１月30日午前11時
平成28年10月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３２号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番53号　パストラルアサカ305、旧住所埼玉県朝霞市栄町３丁目１番15―210号
破産者　石原　三郎
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年２月６日午前11時
平成28年10月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
愛媛県西条市国安819番地、前住所愛媛県新居浜市船木甲1192番地の３
破産者　二宮　徹郎
1　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
2　一般調査期日　平成29年１月30日午前10時
平成28年10月25日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３１０８号
大阪府交野市倉治７丁目33番13号
破産者　黄金屋販売株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年12月15日まで
2　一般調査期日　平成29年２月28日午後３時
平成28年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０９号
大阪府枚方市津田東町２丁目41番３号
破産者　植田勝二郎
1　破産債権の届出期間　平成28年12月15日まで
2　一般調査期日　平成29年２月28日午後３時
平成28年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第５１２７号
大阪府八尾市宮町４－４－22フレシール宮町201、開始決定時大阪府八尾市青山町２丁目６番14号
破産者　豊田　勤士
1　期日　平成28年12月13日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１２６号
大阪府東大阪市大蓮北１丁目２番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市大蓮東３丁目２番１号
破産者　株式会社豊田照明
1　期日　平成28年12月13日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第５５２１号
東京都新宿区弁天町23―10　ＨＦ早稲田レジデンスⅡ　1202
破産者　川邉　謙二
審尋期日　平成29年２月１日午後１時30分
平成28年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第４０号
名古屋市中区丸の内２丁目10番23号
清算株式会社　株式会社セブンス・アベニュー
代表清算人　那部良　修
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第２９号
東京都台東区今戸１丁目２番８号
再生債務者　岩崎株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年10月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２８年（再）第３９号
東京都調布市布田２丁目38番地33
再生債務者　株式会社味彩
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前９時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年11月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年12月26日から平成29年１月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第４０号
東京都目黒区平町２丁目７番８号
再生債務者　青木　康訓
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年11月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年12月26日から平成29年１月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２８年（再）第１７号
東京都大田区昭和島１丁目１番21号
再生債務者　昌立物産株式会社
特別調査期間　平成28年12月８日から平成28年12月９日まで
平成28年10月21日
東京地方裁判所民事第20部